

訪問型サービス(独自)サービスコード表(善通寺市 令和元年10月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172	1月につき	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,055
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342	1月につき	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,108
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき	
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,344
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		267	1回につき
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 267単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		271	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 271単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		286	
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 286単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)		166	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで 166単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000		

※単価コードは使用していません。